

事 務 連 絡
令和 3 年12月22日

都道府県労働局労働基準部健康主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について

剥離剤を使用する作業における労働災害防止については、令和 2 年 8 月17日付け基安化発0817第 1 号「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」（以下「剥離作業労働災害防止通知」という。）の令和 3 年 7 月 5 日付け一部改正について、令和 3 年 7 月26日付け事務連絡により当面の間適用しないとしていたが、確認等した上で、本日付けで剥離作業労働災害防止通知を一部改正するとともに、令和 3 年 7 月26日付け事務連絡を廃止し、関係団体に通知したので、関係事業者等に対する指導等に当たり留意されたい。